

飯山市消防団員の処遇等検討委員会（第2回）会議概要

日 時 令和4年9月21日（水）15時30分～

場 所 飯山市役所4階全員協議会室

出席委員 13名（1名代理出席、1名欠席）

1 開 会（15:30）

2 委員長あいさつ（15:31）

3 前回の会議概要（15:32）

- ・国で示す額は財政措置されているのか。 → 令和4年度も財政措置されている。
- ・費用弁償については、他の非常勤職員の例によることが適切とは何を指すのか。 → 国の検討会の中では予備自衛官がそれにあたり、市の検討では会計年度任用職員などがそれにあたる。
- ・退職報償金の資料については、今回会議で資料として添付。

4 会議事項（15:35）

（1）年額報酬について（資料1）

《事務局》 資料に基づき説明

《委員》

階級「団員」の年額報酬を標準額の36,500円に上げると近隣の中での飯山市の位置はどうか。

《事務局》

現在の飯山市の階級「団員」の年額報酬11,500円は近隣市町村で一番下、標準額の36,500円に上げると上位と同等となる。

《委員》

階級「団員」の年額報酬が標準額の36,500円とすれば特科隊（機械係、救護隊、警鐘係、ラッパ係）の4,300円は無しで良い。また、警鐘についても、各集落と協議したうえで昨年の年末夜警から火の見による打鐘はしなくて良いとしたため、警鐘係の必要性も低い。

《委員》

階級「団員」の年額報酬を標準額の36,500円とすれば特科隊の4,300円は特別手当のようなものと考えれば無しで良い。

《委員》

特科隊の4,300円は特別手当のようなものなので、36,500円に包含されるという解釈で良い。

《委員》

分団長以上の年額報酬は条例平均額等と比べて高いが、下げろというわけではなく特殊な地域事情があるのか。

《事務局》

経緯については、よくわからない。

《副委員長》

分団長以上は、昔と比べてありとあらゆるものに対応しなくてはいけないという理由から少額でも良いので、きりの良い数字に上げて良いのではと思う。

《委員》

現状の階級「団員」の年額報酬額は他市町村と比べ低いため、上げた方が良いと思う。

《事務局》

この金額でなくてはいけないということではなく、この委員会で国で示されている 36,500 円を基準に役職ごとにバランスの取れた報酬体系にしたかどうかというまとめ方でも良いし、加えて特科長以上の額についても上げる方向で考えて欲しいという内容でも良い。

《委員長》

市でありながら近隣の町村と比べて低いというのはどうかと思う。

《委員》

基本的には幹部の方は重責のため、その報酬も上げた方が良いと思う。幹部の方々の思いは団員の報酬を優先的に上げて欲しいとの気持ちもわかる。

《委員》

36,500 円に上げたとしても年間の夜警等の出動 17 回で割ると 1 回あたり約 2,000 円程度であり、大変な仕事なため上げた方が良いと思う。

《委員》

特科隊への上乗せ分を幹部の報酬に充てても良いのでは。

《委員》

今回初めて報酬をもらっていると知ったが、予算を削ると再度予算を付けることが大変ではないか、他に回すとすれば良いと思う。

《委員》

救護隊、ラップ隊の個別の訓練分については訓練手当が出ていないため、その分として 4,300 円が支給されているとすれば無くすのはどうかと思う。個別訓練分の手当が出れば話は別だが。

《委員》

年額報酬として支払うとすれば個別訓練に出ていない人にも支払われることになるため、この後議論される出動手当を工夫すれば良いと思う。

(2) 出動手当について (資料 2)

《事務局》 資料に基づき説明

《委員》

水害については活動時間が長く、交代しながら対応している。2 年前の分団長会議で、水害については拘束時間が長いため、火災等とは分けてもらいたいとの意見が出た。

《副委員長》

災害出動の 1,500 円は金額的に低いと思う。市側とすると年間 1,000 万円支出金額が増えるとなると悩ましいところではある。

《委員》

災害の種類によって出動時間が様々なため、現状よりも金額を上げて時間単位で設定したらどうか。

《委員》

1時間単位も良いのでは。

《事務局》

同じ訓練に出席した場合は同じ時間とするといった運用であれば、そういった提案でも良いと思う。

《委員》

細かい時間単位にすると事務処理が大変になる。栄村や木島平村には2時間未満という区分もある。

現状、水害のように8時間を超える部分はどうしているのか。

《事務局》

日が変わる場合は2回分として支出している。

《委員》

水害の場合はもう1つ時間区分があっても良いと思う。

《副委員長》

県内の市町村の現状を見ると8,000円が多いため、上限8,000円で良いのではないかと。

(3) 年額報酬等の個人支払いについて(資料3)

《事務局》 資料に基づき説明

《委員》

個人支払いについては、近年、消防団員の年額報酬の受け取りについて不正があり、本来は個人への支払いが良いが、何とも言えない部分がある。さらに個人支払いをするにあたり、分団から事務局への報告が現在は人数のみのところ、氏名、出動時間等の細かい報告が必要になってくる。

《事務局》

資料の中に県内の市町村の現状があり、すでに全国的な流れで令和4年度以降順次個人支払いを進めていく市町村が多く、木島平村などはすでに個人支払いをしている。

事務が大変にはなるが、監査委員からも指摘されている。また、全国でも様々な問題が出てきているため、市とすれば個人支払いの導入を進める方針である。

《委員》

出て来ない人にも支払われることになり、不平不満が出てくる。

《事務局》

条例には、活動実績のない消防団員へは年額報酬を支払わないことができるが、気持ち良く消防団員に活動していただくためにもしっかりとした制度設計が必要と考える。

《委員》

出たくても出れない人もいるため、支払わなければ退団する人も出てくる。

《委員》

市外にいる人で来れないようであれば1回退団させて、市内に戻ってきたら再入団させるという考えもある。

《委員》

現行の条例だと退職報償金の関係で途中で退団して再入団すると最初の5年間は退職金がもらえないため総額が少なくなる。休職のような制度の検討も必要。

《副委員長》

システムの導入とあるが、どのようなものか。

《事務局》

現在、国ではワーキンググループを開催し、各企業のシステム（アプリにより出動記録等が管理できるもの）導入の検討をしている。すでに導入している市町村もある。

5 その他（17:06）

次回の会議日程

日時：10月26日（水）15時30分～

場所：市役所4階

内容：消防団員定数、組織編成、機能別消防団員の導入 等

6 閉会（17:08）

各検討内容の方向性

1. 年額報酬

階級「団員」の年額報酬は国が示す 36,500 円を標準とし、その他の役職は近隣市町村の額を参考にバランスの取れた報酬体系としていく。

ただし、特科隊（機械係、救護隊、警鐘係、ラッパ係）の報酬は現状を鑑み、年額報酬に包含して、支給しない方向としていく。

なお、救護隊、ラッパ隊の個別訓練は訓練手当の中で適用していく。

2. 出動手当

出動手当については、上限を国が示す 8,000 円としていく。

3. 年額報酬等の個人支払い

年額報酬、手当は団員個人に直接支払いをしていく。

事情で現在、活動ができない団員の取り扱いについては休職制度を創設するなど柔軟な対応をとることとしていく。